

各訪問系介護サービス事業所管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長
播磨 高志（公印省略）

訪問系介護サービスにおける安全確保対策について（依頼）

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、訪問系介護サービス従事者が安心して働くことができるよう、利用者やその家族等からの暴力・ハラスメント等について相談できる「埼玉県介護・障害福祉事業所等暴力・ハラスメント相談センター（別添1）」を開設し、埼玉県警察本部の協力の下、「訪問医療等訪問時における安全対策（別添2）」を作成するとともに、「訪問系介護事業所における複数訪問費用補助制度」を創設し、安全確保対策を講じてきたところです。

そのような状況の中、3月24日に川口市内で訪問診療医等が監禁される事件が発生しました。

訪問系介護サービス従事者の安全確保対策を講じていただくとともに、訪問介護等の現場において、利用者やその家族等からの暴力・ハラスメント等でお困りの際は、下記の「専用相談窓口」、「警察安全相談」及び「訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金」を御活用いただきますようお願いいたします。

記

1 専用相談窓口

(1) 名称

埼玉県介護・障害福祉事業所等暴力・ハラスメント相談センター

(2) 相談対象

県内の訪問介護・訪問看護事業所や、介護施設、障害児者施設の職員等

(3) 相談内容

利用者・利用者家族等からの暴力・ハラスメント等に対する対応方法など

(4) 相談方法

電話（048-783-5263）又はWebからの問合せ

(5) 相談受付時間

月曜日～金曜日 9時～17時(祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く)

※Webからの問合せは24時間毎日受付

2 警察安全相談

(1) けいさつ総合相談センター

電話 #9110 (携帯電話からも利用可)

ダイヤル回線及び一部のIP電話からは、相談専用電話 (048-822-9110)

(2) 警察安全相談室 (各警察署)

電話 各警察署代表電話

電話、面談どちらでも対応 (来署の場合、予め警察署代表電話へ連絡)

※急がない場合、平日8時30分～17時15分

3 訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金

(1) 概要

複数の訪問介護員等が訪問介護・訪問看護を行った際、利用者やその家族等の同意を得られず、介護報酬が算定できない場合に費用を補助

(2) 補助基準額の例

訪問介護 30分以上 (身体介護が中心である場合) 3,960円/回

訪問看護 30分以上 (看護師等による複数人訪問の場合) 4,020円/回

(3) 補助率

10分の9

(4) 補助対象事業者

埼玉県内に所在する訪問介護等^(※)を行う事業所を設置している事業者

(※) 指定居宅サービスに該当する訪問介護若しくは訪問看護又は指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護

(5) 受付方法

交付申請を行う前に、補助要件に適合するかどうか事前協議により審査を行います。申請を検討される場合は、手続きを御説明いたしますので下記担当宛てに電話でお問い合わせください。

担当 施設・事業者指導担当

電話 048-830-3254